



平成21年10月9日

各 位

株式会社 創 通
代表取締役社長 湯浅 昭博
(コード番号 3711)
問い合わせ先 常務取締役 管理本部長
出原 隆史
電話番号 03-3248-0311

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年10月9日開催の取締役会において、平成21年11月25日開催予定の当社第47回定時株主総会に「定款一部変更の件」を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号、以下「決済合理化法」といいます。)が平成21年1月5日に施行され、上場会社の株式は、株式振替制度に一斉移行(いわゆる株券の電子化)されました。

これに伴い、当社の定款上不要となりました株券、実質株主及び実質株主名簿に関する規定の削除等の所要の変更を行うものであり、また、株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までの間これを備置かなければならないことから、附則に所要の規定を設けるものであります。

なお、現行定款第7条(株券の発行)につきましては、決済合理化法附則第6条第1項に基づき、平成21年1月5日の同法施行日を効力発生日として定款の定めを廃止する定款変更の決議をしたものとみなされております。

- (2) 単元未満株式についての権利を合理的な範囲に制限するため、所要の規定を新設するものです。
- (3) 経営体制強化のため、役付取締役について、「取締役相談役」を追加するものです。
- (4) その他、条文の加除及び条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変 更 後
<p><u>(株券の発行)</u> 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数) 第7条の2 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(自己の株式の取得) 第8条 (条文省略)</p> <p>(株主名簿管理人) 第9条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第10条～第13条 (条文省略)</p>	<p>(削除)</p> <p>(単元株式数) 第7条 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u> 第8条 当社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 <u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u> <u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u> <u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(自己の株式の取得) 第9条 (現行どおり)</p> <p>(株主名簿管理人) 第10条 当社は、株主名簿管理人を置く。 2. 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 3. 当社の株主名簿及び新株予約権原簿の作成並びにこれらの備置きその他の株主名簿及び新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>第11条～第14条 (現行どおり)</p>

<p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主(実質株主を含む。以下同じ。)の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</p> <p>第15条～第20条 (条文省略)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第21条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第22条～第39条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>第16条～第21条 (現行どおり)</p> <p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第22条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議によって、取締役社長1名、取締役会長1名、<u>取締役相談役</u>、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。</p> <p>第23条～第40条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、平成22年1月5日まで株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取扱わない。なお、本附則は、同日の経過後、自動的に削除されるものとする。</u></p>
---	---

3. 日程

定款変更のための定時株主総会開催日
定款変更の効力発生日

平成21年11月25日
平成21年11月25日

以 上